漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」という。）第５８条において読み替えて準用する法第４２条第１項の規定により、京都府漁業調整規則（令和２年京都府規則第５４号）第４条第１項第２号に掲げるかごなわ漁業のうち、ばいがいかごなわ漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和６年３月１９日

京都府水産事務所長

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
ばいがいかごなわ漁業	４隻	制限なし	別記の１	６月１日から８月31日まで	京都府に住所を有する者
			別記の２		

別記

１　京都府沖合海面（東経 135 度 02 分以東の海域）

２　京都府沖合海面（東経 135 度 12 分以西の海域）

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和６年４月１日から令和６年４月３０日まで

３　備考

（１）許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和６年６月１日から令和７年５月３１日までとする。

（２）許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。